

公益社団法人医療系大学間共用試験実施評価機構コンプライアンス推進規程

制 定 令和7年1月1日

最終改正 令和7年4月1日

(趣旨)

第1条 この規程は、公益社団法人医療系大学間共用試験実施評価機構（以下「機構」という。）における、コンプライアンスを推進し、もって良好な勤務環境を構築・維持するために必要な事項を定めるものとする。

(対象範囲)

第2条 この規程の対象範囲は、以下の通りとする。

(1) 対象者

- ①公益社団法人医療系大学間共用試験実施評価機構職員
- ②機構の契約先の労働者
- ③その他、特に理事長が認めた者

(2) 対象行為

- ①法令（法人における規程、規則等を含む。以下同じ。）に違反する行為又はそのおそれのある行為
- ②職員の生命、身体、財産その他の利益に重大な損害を与える行為又はそのおそれのある行為
- ③その他機構の事業に係る不当な行為で、機構の利益を失わせ、若しくは機構に著しい損害を与えるもの又はそのおそれがあるもの

(コンプライアンス推進委員会)

第3条 理事長は、機構におけるコンプライアンスの推進にかかる制度の実施、運用等について協議するとともに、当該制度の実施状況の点検及び評価を行うため、コンプライアンス推進委員会（以下「推進委員会」という。）を設置する。

(委員会の構成等)

第4条 委員会の構成は以下のものとする。

(1) 理事長

(2) 副理事長

(3) 事務局長

(4) 総務部長

(5) 事業部長

(6) 研究部長

(7) 情報管理部長

(8) その他、委員長が必要と認めたもの

2 委員会の委員長は、理事長をもって充てる。

3 委員長は、委員会を代表し、委員会の事務を総理する。

4 委員長に事故があるとき、又は欠けたときは、副理事長がその職務を代理する。

(委員会の職務)

第5条 委員会は、次の事項について、審議し決定する。但し、ハラスメント等、審議機関が別に定められている事案については、原則として、当該審議機関等で審議するものとする。

- (1) コンプライアンスに関する制度及び体制の整備に関すること
- (2) コンプライアンスに関する制度の実施および総合調整に関すること
- (3) コンプライアンスに関する制度の啓発に関すること
- (4) その他、委員会が必要と認める事項

(委員会の開催)

第6条 委員長が必要であると認めたときに適宜、開催するものとする。

(委任)

第7条 この規程に定めるもののほか、必要な事項は、理事長が定める。

附 則

この規程は、令和7年1月1日から施行する。

附 則

この規程は、令和7年4月1日から施行する。